



2026年5月14日

各 位

会 社 名 **SMC株式会社**
代表者名 代表取締役社長 高田 芳 樹
(コード：6273 東証プライム)
問合先 コーポレートコミュニケーション 加藤 昭 範
室 長
disclosure.jp@smc.com

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第67期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議すること、並びに当該議案の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化するとともに、監督と業務執行の機能を分離し、より一層迅速な意思決定を可能とすることを目的としたものです。

(2) 移行の時期

2026年6月26日(金曜日)(予定)

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設及び改廃を行うとともに、意思決定の迅速化を図るため、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設、剰余金の配当を取締役会決議によって決定することができる旨の規定の新設を行い、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

3. 役員の異動

監査等委員会設置会社への移行に伴う異動を含む、株主総会後の役員の異動については、本日別途開示した「代表取締役及び役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(別 紙)

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条(目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売 2. 各種濾過装置の製造および販売 3. 自動制御機器製品の製造加工および販売 4. <u>倉庫業</u> 5. <u>通関業</u> 6. 前各号に付帯関連する一切の事業	第2条(目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 粉末冶金法による焼結濾過体の製造および販売 2. 各種濾過装置の製造および販売 3. 自動制御機器製品の製造加工および販売 <削 除> <削 除> 4. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条(機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <削 除> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 <条文省略>	第6条 <現行どおり>
第7条(自己の株式の取得) <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	<削 除>
第8条~第10条 <条文省略>	第7条~第9条 <現行どおり>
第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ <条文省略>	第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u> ③ <現行どおり>
第12条(株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	第11条(株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権の行使手続については、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条(招 集) <条文省略> ②株主総会は、本店の所在地のほか、 <u>東京都区内、埼玉県草加市または茨城県つくばみらい市において開催する。</u>	第12条(招 集) <現行どおり> ②株主総会は、本店の所在地のほか、 <u>東京都区内、または千葉県柏市において開催する。</u>

現行定款	変更案
第14条～18条 <条文省略>	第13条～第17条 <現行どおり>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条(員数) 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p><新設></p>	<p>第4章 取締役、取締役会および監査等委員会</p> <p>第18条(員数) 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、12名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>第20条(選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②③ <条文省略></p>	<p>第19条(選任) 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>②③ <現行どおり></p>
<p>第21条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>②任期の満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員のために選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p>	<p>第20条(任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第22条(役付取締役および代表取締役) 取締役会の決議によって取締役社長を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>②代表取締役は取締役社長とし、このほかに取締役会の決議によって選定することができる。</p>	<p>第21条(役付取締役および代表取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役社長を定め、このほか取締役名誉会長、取締役会長、取締役副社長およびその他の役付取締役を定めることができる。</p> <p>②取締役社長は代表取締役とし、このほかに取締役会の決議によって代表取締役を選定することができる。</p>
<p>第23条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第22条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第24条(取締役会の決議の省略) 取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をし、かつ監査役全員が異議を述べないときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第23条(取締役会の決議の省略) 取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新設></p>	<p>第24条(重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
第25条〈条文省略〉	第25条〈現行どおり〉
第26条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第26条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第27条〈条文省略〉	第27条〈現行どおり〉
〈新設〉	第28条(監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>
〈新設〉	第29条(監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
〈新設〉	第30条(常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第28条(相談役および顧問) <u>取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</u>	〈削除〉
第29条〈条文省略〉	第31条〈現行どおり〉
第5章 監査役および監査役会 第30条(員数) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>	〈削除〉
第31条(選任) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	〈削除〉
第32条(任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	〈削除〉
第33条(常勤の監査役) <u>監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</u>	〈削除〉
第34条(監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>	〈削除〉
第35条(監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	〈削除〉

現行定款	変更案
第36条(報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削除>
第37条(社外監査役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	<削除>
第6章 会計監査人 第38条～第39条 <条文省略>	第5章 会計監査人 第32条～第33条 <現行どおり>
第40条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第34条(報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計 算 第41条 <条文省略>	第6章 計 算 第35条 <現行どおり>
第42条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u><新 設></u>	第36条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
第43条(中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u>	第37条(剰余金の配当等の決定機関) 当社は、 <u>剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第44条(配当金の除斥期間) <条文省略>	第38条 <現行どおり>

以 上